

「あいち・とこなめスーパーシティ構想に係る技術・サービス等の地域展開に向けた調査検討業務（観光分野）」仕様書

1 業務名

あいち・とこなめスーパーシティ構想に係る技術・サービス等の地域展開に向けた調査検討業務（観光分野）

2 業務目的

本県では、中部国際空港島及びその周辺地域を中心としたエリアを、先端技術の早期実装拠点とする「あいち・とこなめスーパーシティ構想」（以下「構想」という。）に取り組んでいる。これまでに、モビリティやエネルギー等の分野においてビジネスモデルを策定するとともに、一部の技術・サービスについては実証・実装を進めてきた。

2026年度からは、構想のフェーズⅢ（2030年頃）を見据え、県内全域における最先端技術・サービスの活用を通じた地域課題の解決に向け、観光分野の調査検討を行う。

県内では、香嵐渓をはじめとする季節性の高い観光スポットで、特定の時期に観光客が集中する傾向が見られる。また、複数の大規模アリーナの開業・整備が進んでおり、今後、スポーツイベントやコンサート等の開催機会の増加が見込まれる。これらに伴い、会場周辺や主要駅等において局所的な交通渋滞や混雑が発生し、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されている。

一方、本県は、名古屋城、犬山城、Aichi Sky Expo など、国内外からの誘客が期待できる観光資源・施設を多く有しているものの、国内外の観光客の訪問先は、特定の観光スポットや地域に偏っており、県内各地への周遊につながっていない状況である。

こうした状況を踏まえ、本県の観光振興にあたっては、持続可能な観光の実現が重要であり、観光客が快適に滞在できる環境の整備と、地域住民の生活環境の保全を両立させるとともに、国内外観光客の県内周遊の促進に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、本業務では、国内外の観光客の現状や課題を整理・分析し、今後の施策立案の参考とする。

3 対象地域

中部国際空港島及び周辺地域をはじめ、常滑市市街地や県内全域

※「あいち・とこなめスーパーシティ構想の実現に向けた提案書【概要版】」におけるフェーズⅢ（2030年頃）を見据える。

4 業務期間

契約日から令和9年3月18日（木）まで

5 業務内容

(1) 現状・課題分析

- ・ 県内でインバウンド需要の増加が見込まれるエリアや局所的な混雑・交通渋滞が見込まれるエリア等の現状を把握するため、観光スポットやイベント施設、駅等、主要エリアを選定する。選定にあたっては、以下の主要エリアを必須とし、その他、有効と考えられる追加の主要エリアについて提案すること。
【必須】名古屋駅、犬山城周辺、中部国際空港島、香嵐溪、豊川稲荷
【追加例】バンテリンドーム ナゴヤ、栄・久屋大通、大須商店街・大須観音、名古屋城・IG アリーナ周辺、熱田神宮、ラリージャパン開催地周辺、豊田スタジアム、愛・地球博記念公園、県内各地で開催される花火大会開催地周辺 等
- ・ 選定した主要エリアごとの国内外観光客の混雑発生状況について、以下の観点を含めて調査し、課題を抽出・分析する。調査・分析の具体的な手法や、その他、有効と考えられる調査項目を提案すること。
【必須項目】観光客数、観光客の属性（国籍、性別）、滞在日数・時間、交通手段、周遊状況、混雑・交通渋滞の状況（時間帯、解消に要する時間）、現状の対策及び効果、混雑・交通渋滞が地域住民の生活環境に与える影響、主要エリア周辺で開催予定の大規模イベントの規模や来場者の属性
- ・ インバウンドを含む国内外観光客に対して、混雑緩和・周遊促進に資する交通情報等の提供手段や内容等を検討するため、以下の項目について調査し、課題を抽出・分析する。調査・分析の具体的な手法や、その他、有効と考えられる追加の調査項目について提案すること。
【必須項目】国籍や年齢別の情報収集に使用する媒体（SNS や Web サイト）、人気コンテンツ、観光客が快適に旅行するために必要な情報（トイレの場所等）

(2) ヒアリング調査

- ・ 選定した主要エリアについて、現状認識や課題、課題に対する取組状況等について、市町村、観光協会、施設管理者、交通事業者を含む観光関連事業者等へのヒアリングを10件以上実施する。想定されるヒアリング候補及び内容について提案すること。
- ・ ヒアリングには、県職員も同席することを想定し、最終的なヒアリング先は、県と協議のうえ決定する。

（３）先行事例の調査・検討

- ・（１）～（２）で整理した課題等に対し、他県や国、海外における最先端技術・サービスの活用事例を調査し、本県における活用可能性を検討する。具体的な調査方法や想定される活用事例について提案すること。

【調査例】・AI 等を活用した混雑の予測・状況の可視化

- ・デジタルサイネージやアプリ、Web サイト等を活用した混雑緩和に資する国内外観光客に対する情報発信
- ・手ぶら観光の実現等、県内周遊の促進に資する取組 等

（４）課題解決手法及び効果等の検討

- ・（１）～（３）に基づき、次年度以降※の実証等を見据え、課題解決手法（最先端デジタル技術等を活用した手法を含む、複数）及び効果を検討し、実現に向けた課題を整理する。
- ・検討にあたっては、実現可能性のあるエリアや連携可能性のある具体的な企業、団体等を例示するとともに、必要な規制改革、制度・基準整備についても考慮する。

※次年度以降（2028 年度・2029 年度）については、予算措置が整った場合に実施するものであり、現時点で実施を約束するものではない。

6 成果報告・最終納品物

（１）成果報告

調査結果について、庁内関係者等に対して、中間報告及び最終報告を行うこと（場所は庁内会議室を予定）。

その他、県が主催する研究会（構想に関係する事業者等で構成）において、調査結果の説明を依頼する場合があるので対応する。

（２）最終納品物

① 報告書

- ・冊子（A 4 判縦・横書き、カラー印刷） 5 部
- ・作図等は適宜使用し、A 3 判の折込可
- ・電子データを記録した電子記録媒体 一式

② 概要版

- ・A 3 または A 4 判印刷（数枚程度、カラー印刷、製本は不要） 5 部
- ・電子データを記録した電子記録媒体等 一式

③ 参考資料

- ・調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真、分析に使用した統計データ、各種打ち合わせ等の記録、本業務で使用した各種文書の電子データを記録した電子記録媒体 一式

※ 報告書は事前に県とその内容について十分調整すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成した電子ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDF ファイルとする。①～③について、一つの電子記録媒体にまとめて記録し、提出することも可能とする。

(3) 納期

令和9年3月18日(木)

(4) 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

(5) その他

- ・受託者は、最終納品物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される最終納品物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

7 想定スケジュール

2026年8月下旬 委託契約締結

2026年12月中旬頃 中間報告

2027年3月 最終報告

※今後の内閣府におけるスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定状況により、スケジュールが変更される可能性がある。

8 留意事項

(1) 関連業務との連携・情報収集

本業務の実施にあたっては、本県における各種計画や各種実証実験等に係る情報等を反映させること。

(2) 実績を有する者との連携

本業務の実施にあたっては、国内外を問わず、最先端技術の社会実装やスマートシティの設計、運営等において、十分な経験や知識を持つ者の意見を取り入れ、業務の質及び精度の向上に最大限努めること。

(3) 専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(4) 情報管理

本業務の受託者は、調査の遂行にあたっては、県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

また、受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らし

てはならない（契約終了後も同様とする）。

（５）一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。なお、県と協議の上、必要と認めた場合に限り再委託については承諾する。

（６）その他

- ・ 本委託業務は、国の地域未来交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに最終納品物を提出しなければならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 受託者は、事業完了後５年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ・ 本業務を愛知県と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。